特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八雲町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	国民健康保険に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

北海道八雲町長

公表日

令和8年10月1日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保健事業 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX審査支払機構」という。）」（以下「DX審査支払機構等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同してDX審査支払機構等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及びDX審査支払機構（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、DX審査支払機構が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険資格システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名
国民健康保険情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一（30の項） 番号法第9条第2項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、58、62、80、87、88、93、106の項） ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	八雲町　住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八雲町（総務課）　二海郡八雲町住初町１３８番地　0137-62-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八雲町（住民生活課）　二海郡八雲町住初町１３８番地　0137-62-2112
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない（入手）	[]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策　　［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］　　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取扱うシステムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと静脈認証等による二段階認証に限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っているため、対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	Ⅰ　1．③システムの名称	国民健康保険資格システム、中間サーバー	国民健康保険資格システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	事後	
平成29年6月30日	Ⅰ　5．②所属長	住民生活課長　山田　耕三	住民生活課長　竹内　友身	事後	
平成29年6月30日	Ⅱ　1．対象人数	2015/2/1	2017/6/1	事後	
平成29年6月30日	Ⅱ　2．取扱者数	2015/2/1	2017/6/1	事後	
平成29年11月13日	Ⅰ　5．②所属長	住民生活課長　竹内　友身	住民生活課長　川口　拓也	事後	
令和1年6月21日	Ⅰ　5．②所属長	住民生活課長　川口　拓也	住民生活課長	事後	
令和1年6月21日	Ⅰ　8．連絡先	0137-62-2111	0137-62-2112	事後	
令和1年6月21日	Ⅱ　1．対象人数	平成29年6月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅱ　2．取扱者数	平成29年6月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ　1．対象人数	平成31年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ　2．取扱者数	平成31年6月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	Ⅰ　1．②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保健事業	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保健事業 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	Ⅰ　1．②事務の概要		＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	
令和2年10月1日	Ⅰ　1．③システムの名称	国民健康保険資格システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム	国民健康保険資格システム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年10月1日	Ⅰ　3．個人番号の利用	番号法第9条第1項　別表第一（30の項） 番号法第9条第2項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条	番号法第9条第1項　別表第一（30の項） 番号法第9条第2項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 　別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	Ⅰ　4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二（1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、 58、62、80、87、88、93、106の項）	番号法第19条第7号　別表第二（1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、43、44、45、46、 58、62、80、87、88、93、106の項） ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	
令和2年10月1日	Ⅱ　1. 対象人数	令和2年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年10月1日	Ⅱ　2. 取扱者数	令和2年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和4年3月15日	Ⅱ　1. 対象人数	令和2年10月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年3月15日	Ⅱ　2. 取扱者数	令和2年10月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和5年6月21日	Ⅱ　1. 対象人数	1,000人未満（任意実施）	1,000人以上1万人未満	事後	
令和5年6月21日	Ⅱ　1. 対象人数	令和4年3月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月21日	Ⅲ　しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和6年7月24日	Ⅱ　1. 対象人数	令和5年6月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和6年7月24日	Ⅱ　2. 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和7年9月24日	Ⅱ　1. 対象人数	令和6年7月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月24日	Ⅱ　2. 取扱者数	令和6年7月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
令和7年9月24日	Ⅳ　8. 人手を介在させる作業	項目なし	人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 十分である （判断の根拠） マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分であると考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月24日	Ⅳ　11.最も優先度が高いと考えられる対策	項目なし	最も優先度が高いと考えられる対策 3）権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 当該対策は十分か【再掲】 十分である （判断の根拠） 特定個人情報を取扱うシステムへのアクセスが可能な職員は、パスワードと静脈認証等による二段階認証に限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っているため、対策は十分であると考えられる。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年10月1日	Ⅰ　1．②事務の概要	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保健事業 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当	・国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、保険給付事業等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保健事業 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）または医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX審査支払機構」という。）」（以下「DX審査支払機構等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同してDX審査支払機構等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及びDX審査支払機構（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等	事後	